

前橋市宿泊施設誘致改修支援事業補助金

Maebashi City accommodation facility promotion and renovation support business subsidy

国際会議観光都市前橋での観光・コンベンションニーズに対する快適な環境を準備するとともに、2019年のラグビーワールドカップ及び2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインバウンド需要の増加など、社会環境の変化に適合した新しい時代の宿泊環境を整えることを目的として、宿泊施設の新設・改修に対する支援を行います。

事業内容

1 新規宿泊施設誘致支援補助金

対象地域：前橋市内全域

対象者：旅館業法に規定する宿泊施設を新たに市内で営業し、その土地、家屋、償却資産にかかる固定資産税及び都市計画税の納税義務者であること

対象条件：宿泊者以外も利用できる一定規模の会議施設（会議室、レストラン、宴会場等）を設置すること

国際観光ホテル整備法に基づく登録を取得すること

市税を完納していること

支援内容：固定資産税・都市計画税相当額の補助（5カ年間）

2 インバウンド対応宿泊施設改修支援補助金

対象地域：前橋市内全域

対象者：旅館業法に規定する宿泊施設を市内で営業しているもの

対象条件：国際観光ホテル整備法に基づく登録を取得済みもしくは取得すること
市税を完納していること

支援内容：以下の対象経費の1/2以内（上限1000万円）の補助

①宿泊者以外も利用できる一定規模の会議施設（会議室、レストラン、宴会場等）の整備・改修費

②外国人観光客対応に必要な宿泊施設の整備・改修費

建物・設備（客室、食堂、ロビー、玄関、フロント、浴室、トイレ、エレベーター・エスカレーター）の整備・改修、備品の整備、公衆無線LAN環境の整備、看板の多言語整備、クレジットカード精算設備の整備等

③国際観光ホテル整備法に基づく登録取得にかかる費用

（ただし、①②の整備改修を伴うもの）

□お問い合わせ・ご相談

前橋市 文化スポーツ観光部 観光振興課

〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-12-1（前橋プラザ元気 21）

TEL：027-210-2189 FAX：027-237-0770

Mail：kanko@city.maebashi.gunma.jp

宿泊施設誘致改修支援事業補助金に係る補助金交付の流れ

1 指定事業者の申請（事前の手続き）

当該施設の新設及び改修の前まで

指定事業者申請書の提出

【添付書類】

- 1 定款の写し、またはそれに代わるもの
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 印鑑証明書
- 4 工事前の施設の配置図（改修支援補助金のみ）
- 5 工事後の施設の配置図
- 6 建築基準法の確認済証の写し
- 7 売買契約書の写し（新規宿泊施設誘致支援補助金のみ）
- 8 工事請負契約書の写し
- 9 直近3営業年度の決算書の写し
- 10 補助対象工事部分の経費がわかる見積書の写し（改修支援補助金のみ）
- 11 市税に未納税額のないことを証明する書類
- 12 暴力団等でないことの誓約書
- 13 その他市長が必要と認める書類

2 指定要件に該当

指定事業者の指定

指定事業者の指定書により通知（指定事業者となる）

※指定を行わないときは、不指定書により通知

3 新設・改修施設の工事着手

新設・改修施設の工事着手後速やかに

工事着手報告書の提出

4 新設・改修による施設の営業開始（新設・改修工事後）

新設・改修による施設の営業開始日から60日以内

営業開始報告書の提出

5 補助金の交付申請

補助金交付申請書の提出

新規宿泊施設支援補助金（補助対象年度ごと計5年間）

固定資産税・都市計画税を完納した日から最終納期限の3か月後の日まで
インバウンド対応宿泊施設改修支援補助金

営業開始から6か月後の日まで

【添付書類】

- 1 工事施工状況がわかる報告書・写真類
- 2 市税に未納税額のないことを証明する書類
- 3 旅館業法に基づく営業許可証の写し
- 4 国際観光ホテル整備法に基づく登録証の写し
- 5 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（新規宿泊施設誘致支援補助金のみ）
- 6 固定資産税・都市計画税を納期限までに完納したことを明らかにする書類（新規宿泊施設誘致支援補助金のみ）
- 7 償却資産証明（新規宿泊施設誘致支援補助金のみ）
- 8 工事部分の経費がわかる請求内訳書・領収書等の写し（改修支援補助金のみ）
- 9 消費税の課税区分についての届出書（改修支援補助金のみ）
- 10 その他市長が必要と認める書類

6 補助金交付

交付決定通知後、請求書の提出により補助金交付